住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）の計算・記入方法

確定申告書を提出する納税者用の住宅借入金等特別税額控除申告書の一部を抜粋して、計算方法、記入の仕方について説明します。

2　市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

（単位：円）

平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額	前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額		①	
	前年分の所得税の課税総所得金額		②	
	前年分の所得税の課税山林所得金額		③	
	前年分の所得税の課税退職所得金額		④	
	②に対する所得税額相当額		⑤	
	③に対する所得税額相当額		⑥	
	④に対する所得税額相当額		⑦	
	⑤＋⑥＋⑦		⑧	
	前年分の分離課税等の所得税額	肉用牛の売却価格	⑨	この欄は使用しません
		短期譲渡	⑩	
		長期譲渡	⑪	
		株式等の譲渡	⑫	
		先物取引	⑬	
		租税条約実施特例法における利子・配当	⑭	この欄は使用しません
		⑨から⑭までの合計	⑮	
	税額控除	配当控除の額	⑯	
		投資・リース税額等控除の額	⑰	
	⑧＋⑮－⑯－⑰		⑱	（マイナスの場合は、0）

前年分の所得税相当額の所得控除額の計算	前年分の所得税額（税額控除前）	⑲	
	⑲－⑯－⑰	⑳	（マイナスの場合は、0）
	①と⑱のいずれか少ない方の金額	21	
	市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額（21－20）	22	（マイナスの場合は、0）
	市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額（22×3/5）	23	
	道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額（22×2/5）	24	

⑤⑦の欄は下の表から、②④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて算出した金額を転記。

⑥の欄は下の表から、③の金額の区分に応じた計算式に当てはめて算出した金額を転記。

23の欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨て。

24の欄に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り上げ。

「所得税の確定申告書A」（抜粋）

「所得税の確定申告書B」（抜粋）

「所得税の確定申告書（分離課税用）」（抜粋）

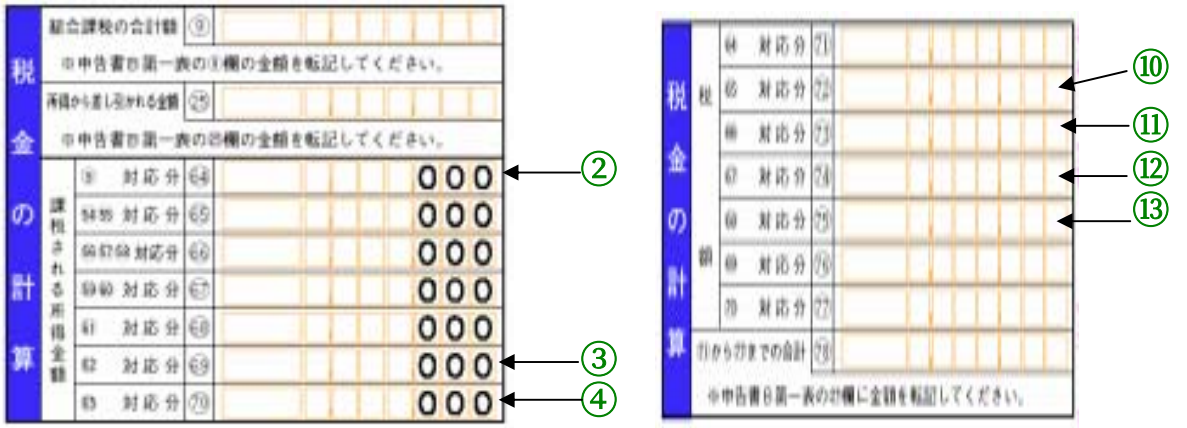

②④ の金額	⑤⑦平成18年分の所得税算出式
330万円未満	②または④×１０％
330万円以上　900万円未満	②または④×２０％－330,000円
900万円以上　1800万円未満	②または④×３０％－1,230,000円
1800万円以上	②または④×３７％－2,490,000円

③の金額	⑥平成18年分の所得税算出式
1650万円未満	④×１０％
1650万円以上　4500万円未満	④×２０％－1,650,000円
4500万円以上　9000万円未満	④×３０％－6,150,000円
9000万円以上	④×３７％－12,450,000円